

独立行政法人福祉医療機構の中期目標案の概要

1 中期目標の期間

平成15年10月から平成20年3月までの4年6ヶ月

2 福祉医療貸付事業の目標

(1) 事業目標

特別養護老人ホーム等社会福祉施設、病院・診療所等医療施設等の整備を促進するため、社会福祉施設、医療施設の整備資金等の貸付を行い、福祉及び医療の基盤整備に貢献する。そうした政策目的に沿いつつ、コストに応じた金利設定の導入を検討し、事業の効率性を高める。

また、財政投融资改革への対応及び民業補完の観点から民間資金の一層の活用について検討する。

(2) 業務の質の向上（国民に対するサービス向上）のための目標

ア 借入申込から貸付内定までの平均所要期間を次のとおりとする。

- ・ 社会福祉施設等（福祉貸付） 平均4ヶ月以内（平均131日：14年度）
- ・ 医療施設等（医療貸付） 平均3ヶ月以内（平均113日：14年度）

イ 貸付契約締結後の請求から資金交付までの所要期間を20営業日以内とする。
（27営業日：14年度）

(3) 財務内容の改善（安定化）のための目標

ア リスク管理債権の増加の抑制

リスク管理の徹底により、貸付残高に対する延滞先債権及び破綻先債権の合計額の比率を1.5%程度を上回らないよう努める。

（14年度末0.96%、19年度末想定1.56%）

イ 自己資金調達の拡大

法人全体（年金担保貸付事業分を含む。）での財投機関債の発行額を増額する。

ウ A L M管理の徹底

貸付原資の借入期間と貸付金の貸付期間との乖離を抑制すること等適切な A L M管理を行うことにより、将来の金利変動リスクの発生を抑える。

3 長寿・子育て・障害者基金事業（助成事業）の目標

(1) 事業目標

事業の事後評価の実施及び利用者のニーズの把握等を行うことにより、民間の創意工夫を活かしたきめ細やかな高齢者及び障害者に対する在宅福祉事業、子供が健全に育っていくことができる環境づくりを通じて子育てを支援する事業及び障害者スポーツの振興を通じて障害者の社会参加を推進する事業等を行う民間団体に対する助成をより効果的に行い、民間が自主的に行う福祉活動の活性化に貢献する。

(2) 業務の質の向上（国民に対するサービス向上）のための目標

助成金の交付申請から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
(40.6日：10～14年度平均)

4 その他の事業の目標

機構は上記以外にも多様な事業を行うこととされており、各事業の特性に応じて業務の効率化及び業務の質の向上に関する目標設定を行う。

- ・ 福祉医療経営指導事業（経営セミナーの開催、個別経営指導等）
- ・ 退職手当共済事業（社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給）
- ・ 心身障害者扶養保険事業（扶養者亡き後の心身障害者に対する年金を支給する道府県市の共済事業の再保険）
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業（インターネット等による福祉、医療に関する情報提供）
- ・ 年金担保貸付事業（厚生年金等の受給者に対する年金受給権を担保とした小口資金の貸付）

5 業務の効率化のための目標

一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、新規追加・拡充部分を除き、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。

（注）中期目標の内容は現時点におけるものであり、数値を含め未確定のものであり、今後変更の可能性があるもの。

独立行政法人福祉医療機構の中期計画素案の概要

1 福祉医療分野に対する政策融資の実施機関としての取組み

1) 福祉及び医療の政策目標の推進への貢献

国の政策と密接に連携し、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進、医療施設の質的向上と効率化を推進。

(=ゴールドプラン2 1、新エンゼルプラン、新障害者プラン、医療制度改革の推進)
国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等に臨機応変に対応。

2) 福祉医療貸付事業の効率性の向上

現行金利体系の再整理及び調達コストの抑制により、新規貸付分について利差損が発生しない基本構造へ転換。

3) 民間金融機関との役割分担に配慮

民業補完の観点から、可能な限り、民間資金の一層の活用を図るための仕組みへの改善を検討。

4) 利用者の利便性の向上

貸付申込み受理から貸付内定通知までの期間を、福祉貸付については4ヶ月、医療貸付については3ヶ月に短縮。貸付契約締結後の資金交付を請求後20営業日以内に。

5) 貸倒れ・金利変動に備えたリスク管理の徹底

審査業務、債権管理業務におけるリスク管理の徹底により、貸付残高に対する延滞先債権及び破綻先債権の合計額の比率が中期目標期間中1.5%程度を上回らないよう努力。

長期固定の貸付中心の資産構造の下で自己資金調達の拡大等による将来の金利変動リスク増大に備え、ALM(資産負債管理)システムを活用し、対応。

6) 財政融資資金への依存度を必要最小限に抑制

財投機関債の年間発行総額を平成15年度対比で150%以上(P)と目標設定し、市場からの資金調達を積極的に実施。

7) 政策融資で培った専門知見を活用した経営指導事業の充実

施設経営セミナーについて、実施2ヶ月前までに開催内容を告知、中期目標期間中の延べ受講者数を9,600人以上(9,311人:2,069人(14年度)×4.5年)に、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上(63.8ポイント:13~14年度平均)に。個別施設の経営診断について、所要日数を60日以内(65.6日:10~14年度平均)に短縮、中期目標期間中に延べ150件以上(144件:32件(10~14年度平均)×4.5年)を実施。

2 民間福祉活動を支援するために政策的助成を行う基金についての取組み

1) 助成における重点分野の設定と独創的・先駆的福祉活動の推進

地域の独創的・先駆的事业への助成において、事業評価の成果や国の施策の動向等を踏まえ、重点助成分野を設定して、時代の要請に応えた民間福祉活動を育成・支援。

2) 幅広い分野における民間の創意工夫を活かした福祉事業に持続的に助成。 特に、地域のNPO法人等の独創的・先駆的な民間福祉活動を支援し、今後の地域社会活性化の起爆剤に。

助成先の70%以上(68.9%:15年度)を地域においてNPO法人等が実施する独創的・先駆的な事業や地域の実情に即したきめ細かな事業等に対し助成し、その活動の基盤を整備。

3) 事業継続への意欲と能力を重視した助成を進めることにより、地域の民間福祉団体が自らの力で事業を継続できるように。

地域における独創的・先駆的な事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に対し、事業継続の意欲と能力を重視した審査を行い、その80%以上(地方分74.9%:14年度地方分アンケート結果)については、助成終了後も事業が継続されるようにする。

4) 客観性・透明性が確保された厳格な審査に基づく事業採択・事業評価の推進と、優良な助成事業の積極的な周知啓発

外部専門家の委員会により、厳格な審査及び事業評価を行うとともに、その結果はホームページ等で公開。

特に評価の高い事業について、事業報告会等で紹介し、広く周知。

5) 安定的な助成財源の確保

上記目標達成には、持続的な助成事業の展開が必要。このため、中期助成計画に基づき、基金の運用につき、安全確実な中でも可能な限りの利回りを確保し、助成財源を安定的に確保。

6) 他の民間資金助成団体等との連携の強化による、事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化

基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、他の大手民間資金助成団体等との意見交換・情報交換を実施し、民間資金助成団体における助成ノウハウの蓄積を支援するとともに、他団体の実績を踏まえ、基金助成のより一層の効率化を検討。

3 法人全体での共通の取組み

1) 一般管理費などの経費の節減

2) 顧客サービスの向上に直結する業務の迅速化

3) ISO9001の認証取得

(注) 中期計画の内容は現時点におけるものであり、数値を含め未確定なものであり、今後変更の可能性のあるもの。

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p style="text-align: center;">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成15年10月1日 厚生労働大臣 坂口 力</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成15年10月から平成20年3月までの4年6月とする。</p> <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>（1）効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> <p>（2）業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させるこ</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成15年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。</p> <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。</p> <p>（1）継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO9001を中期目標期間中に認証取得する。</p> <p>（2）職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する</p>

と。

- (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減
一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、
効率的な利用に努め、新規追加・拡充部分を除き、中期目標の期間の最

手段として人事評価制度を導入する。

- (3) 経営管理を担う経営企画会議（仮称）を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。
- (4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。
- (5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会（仮称）を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。
さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対する延滞先債権及び破綻先債権の合計額の比率が中期目標期間中1.5%程度を上回らないように努める。
- (6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。
調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。
調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う
貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。
また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。
- (7) 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。
- (8) 業務運営の効率化に伴う経費節減
一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、新規追加・拡充部分を除き、中期目標の期間の最終の

終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。(P)

(4) 利用者に対するサービスの向上

個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討すること。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を長期・固定・低利の資金を提供することにより推進に寄与するという政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。

イ 政策融資としての機能を毎年点検するとともに、財政投融資制度改革

事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。(P)

(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討する。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質の向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。

こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。

イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下し、又は政策目

に適切に対応しつつ資金調達コストの抑制を図る等事業の低コスト化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分については、国の政策目的の達成のために行う無利子貸付分を除き、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。(P)

ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。

エ 財政投融資制度改革への対応及び民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。

(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を控除して、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4ヶ月以内に、医療貸付については3ヶ月以内に短縮すること。

イ 貸付契約締結後の資金交付については、貸付原資が不足した場合及び請求内容の不備が著しいものを除き、請求後20営業日以内に行うこと。

ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。

エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。

標を概ね達成したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直すとともに、財政投融資制度改革に適切に対応しつつ資金調達コストの抑制を図る。

こうした事業の低コスト化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。(P)

ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、3プランに係る国庫補助対象事業による整備動向を把握し、優先的に貸し付ける。

エ 財政投融資改革への対応及び民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。

イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。

ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。

エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 集団経営指導について、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。

イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で60日以内に短縮すること。

(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。

イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2ヵ月前までに開催内容を告知すること。

また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。

ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。

エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするとともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。

3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。

また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。

イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種別を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。

イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。

また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。

ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。

エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。

3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事業」という。)においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。

国における社会福祉施策の推進と相俟って、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。

その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。

その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的事業への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。

全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする。

このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。

整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。

長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。

なお、この場合、次の点に留意する。

a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。

b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。

c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。

全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。

全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 以下の措置を講じることにより、中期計画期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。

(ア) 本中期計画期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。(P)

(イ) 安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。

イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。

(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。

イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。

ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。

イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により毎年度 計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。

(ア) 助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2ヶ月前までにホームページなどで公開する。

(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。

イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。

(ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。

- ・ 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。

- ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。

(イ) 助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。

- ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。

- ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選り出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。

- ・ 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対する確かな指導助言ができるように努める。

ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。

(ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

業務の質の向上に関する事項

ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。

イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。

ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し公表すること。（P）

（1）業務運営の効率化に関する事項

扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。

（イ）我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。

イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担の軽減する。

ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し公表する。（P）

（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。

(2) 業務の質の向上に関する事項

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、

- ・ 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供
- ・ 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審事業者の評価結果の情報提供
- ・ 平成15年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供
- ・ その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア WAM NET事業の運営に当たっては、情報技術の高度化に対応し、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。

イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。

ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れることにより受託収入の確保を目指す。

(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。(P)

イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAMNETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数700万件以上、利用機関登録数5万件以上を達成すること。

ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。

(1) 業務運営の効率化に関する事項

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、

- ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供
- ・ 利用者の健康管理のためお保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供

などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。(P)

イ WAMNET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実に努め、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。

ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAMNETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用期間登録数に関する中期目標を達成する。

- ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。
- ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。
- ・ WAMNETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。

エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制す

するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(2) 業務の質の向上に関する事項

ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。

イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮することを目指すこと。

第4 財務内容の改善に関する事項(P)

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 貸付原資についての自己資金調達の拡大

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、財政融資資金の借入以外での調達方法がなじむものについては、財投機関債を可能な限り低コストで発行するなど、自己資金調達の拡大を低コストで行うように努めること。これによって、平成16年度以降の中期目標期間における財投機関債の年間発行総額の平均を、平成15年度における財投機関債の発行総額(社会福祉・医療事業団が発行したものを含む。)の150%以上とすること。(P)

3 貸付事業におけるリスク管理の徹底

(1) リスク管理債権の適切な処理

福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸

るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 年金受給権を担保とする違法な融資に対する国の注意喚起と相俟って、年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努める。

また、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるため受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関の指導を強化する。

イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(検討中)

2 収支計画(検討中)

3 資金計画(検討中)

第4 短期借入金の限度額

1 限度額(検討中)

2 想定される理由(検討中)

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(検討中)

第6 剰余金の使途

(検討中)

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(検討中)

2 施設・設備に関する計画

(検討中)

付残高に対する延滞先債権及び破綻先債権の合計額の比率が中期目標期間中1.5%程度を上回らないように努めること。

また、貸付条件の緩和については、貸付先の事業の利用者保護が必要な場合又は債権回収のために有効な場合に限り行うこと。

年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。

(2) 適切な資産負債管理 (ALM) の実施

福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM (資産負債管理) システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。(P)

(注) 中期目標の内容は現時点におけるものであり、数値を含め未確定のものであり、今後変更の可能性のあるもの。

(注) 中期計画の内容は現時点におけるものであり、数値を含め未確定のものであり、今後変更の可能性のあるもの。